

奈良県告示第三百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、広陵町から大和都市計画地区計画（馬見南四丁目地区）の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室において縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

奈良県知事 荒井正吾